廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両における利用

地域のコミュニティバスの燃料について、町内の家庭や飲食店等から回収した 廃食用油を精製して製造したバイオディーゼル燃料で化石燃料を代替することで、バスの運行に伴う温室効果ガスの排出量を削減する。



<家庭や飲食店等から廃食用油を回収> <廃食用油を精製しBDFを製造>

(プロジェクト事業者)

· 当別町地域公共交通活性化協議会(北海道石狩郡)

小水力発電による系統電力代替

小水力発電施設を設置・発電し、町内の中学校や街路灯の系統電力を 代替することにより、電力会社からの電力供給量を削減し、電力使用に 伴う温室効果ガスの排出量を削減する。











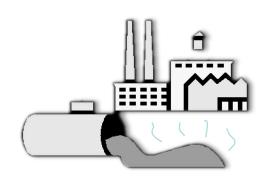
<町内の中学校や街路灯に系統電力を供給>

(プロジェクト事業者)

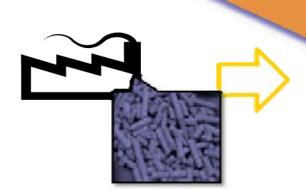
·高知県梼原町

下水汚泥由来バイオマス固形燃料による化石燃料代替

公共下水道終末処理場から発生する汚泥を脱水・造粒乾燥させてペレット状の固形燃料を生成し、製紙工場の石炭ボイラーの補助燃料として利用することで、ボイラー燃焼に伴う温室効果ガスの排出量を削減。









<下水処理場の下水汚泥を回収>

<汚泥を乾燥させて固形燃料を生成>

(プロジェクト事業者)

・バイオソリッドエナジー株式会社(山形県新庄市)

新規プロジェクト種類の提案について

(1)気候変動対策認証センター(4 C J)への提案

4 C J では、随時、新規ポジティブリスト・適格性基準・方法論等の提案を広く一般より受け付けている。4 C J に提出された 提案については、4 C J 内部で検討の上、制度構築の参考としている。

提出方法等、詳細については4CJ webサイト(http://www.4cj.org/)参照()。

「site menu」内 「オフセット・クレジット」→「制度の詳細」と選択。「制度の詳細」内の下記メニューをクリック。

更新日

資料名

2008/12/08 ポジティブリスト、適格性基準および方法論等のご提案について

ここをクリック!

(2)環境省 オフセット・クレジット(J-VER)創出モデル事業への提案

平成20年度、環境省では、J-VER制度を活用して市場ニーズの高いJ-VERを創出するプロジェクトのアイディアをモデル事業として実施(平成20年11月募集、平成21年1月採択。)。モデル事業として採択したアイディア(9件6種類のプロジェクトアイディアを採択。採択案件の詳細についてはスライド「オフセット・クレジット(J-VER)新規認証基準等の検討について」参照のこと。)をもとに、J-VER認証運営委員会がポジティブリスト・適格性基準・方法論を策定することとしている。平成21年度についても、モデル事業を実施する予定(平成21年7月目途)。

参考:環境省プレスリリースHP http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10634

このほか、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部(a)や農林水産省(b)において、廃棄物・リサイクルや農林水産等各分野におけるJ-VER制度の活用を検討する動きがある。

- (a) 廃棄物・リサイクル分野における国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会 → http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10912
- (b) 農林水産業における排出量取引の国内統合市場の試行的実施等推進検討会

→ http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s_haisyutu/index.html

オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款及び誓約書について

オフセット・クレジット(J-VER)制度への申請に当たっては、J-VER制度利用約款(及び該当する特約)の内容を確認のうえ、これに従う旨の誓約書の提出が必要になる。利用約款の主な内容は以下のとおり。

ダブルカウント回避のための措置

→J-VER制度における評価の対象となった排出削減量又は吸収量が、他の制度(温室効果ガス削減に係るクレジットを認証する制度又は温室効果ガス排出量を報告公表する制度を含む。)等においてダブルカウントされることを避けるため、J-VERの発行を受けるにあたっては所要の措置を講ずること。特に、プロジェクト実施場所において温室効果ガスを排出している事業者が温室効果ガス排出量又は吸収量を対外的に報告・公表等を行う際に、他の事業者等により無効化されたJ-VER分を上乗せ(吸収量の場合は減量)する方法を明記すること。等

<u>バリデーションへの協力</u>

→プロジェクト申請ののち実施されるバリデーションにおいて、4CJが設置するバリデーションチームが申請書の内容を確認するため、申請書記載事項に関する証拠書類の提出、申請書記載事項に対する質問への回答等の作業又は追加資料の提出若し〈は説明を行うことに合意する。

森林管理プロジェクト事業者等の義務

- ・プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、プロジェクト対象地において人為的な土地転用 及び不適切な 主伐等の温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行ってはならない。
- ・プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間、毎年4月30日までに、当該プロジェクトが実施された対象地に係る 森林施業計画書、伐採届、造林届等の写しを4CJに提出しなければならない。
- ・プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する際は、 事前に4CJに届出を行わなければならない。また、譲渡契約の際は、約款及び特約を順守する契約主体としての地位及 びこれに係る義務を譲受人に承継させなければならない。 等

J-VER登録簿について

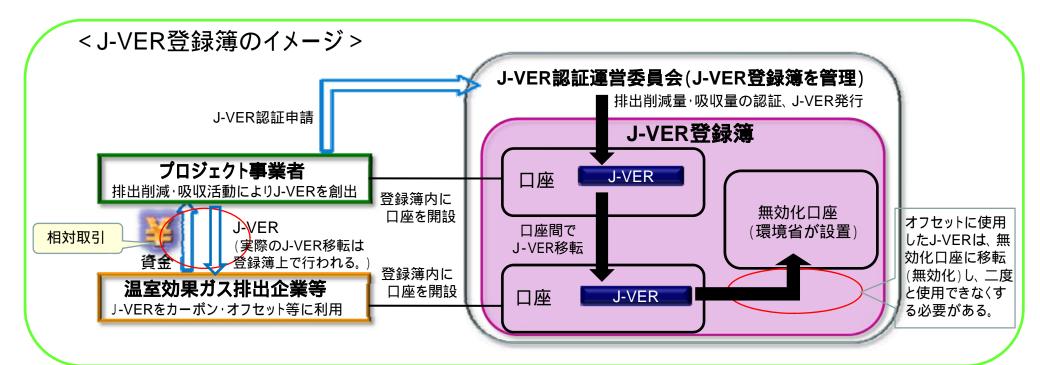
オフセットの取組に対する信頼性を構築するためには、

オフセットに用いられるクレジットが、複数のオフセットに用いられないことを確保するため、公的機関等が必要な基盤整備を行う等の取組が必要である。

クレジットによる埋めあわせ(オフセット)に当たっては、オフセットに用いたクレジットの転売や二重使用等を防ぐために、管理されたシステム上で無効化(償却又は取消)する必要がある。



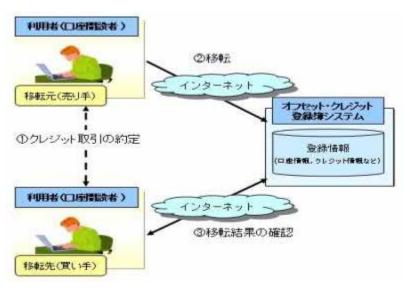
環境省では、京都議定書に基づき加盟国等が京都メカニズムクレジットの管理等のために整備する電子システムである国別登録簿や、環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)における排出枠管理のための登録簿システムを参考に、J-VERの発行、保有、移転、無効化等を一元的に記録するためのシステム(J-VER登録簿)を整備。



J-VER登録簿(口座開設・移転・無効化手続き)について

<口座の開設>

- •利用者は口座開設の申請を行います。
- (口座開設申請の詳細は申請手続に関する手順書をご参照〈ださい。)
- 登録簿管理者は申請内容の確認をし、登録簿システムへ反映します。
- ●登録簿管理者は口座開設の完了通知を利用者に郵送します。
- 利用者は登録簿システムにログインし、□座情報を確認します。

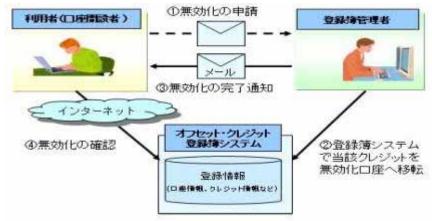


< J-VERの移転 >

- ●利用者はオフセット・クレジットの取引の約定をします。
- ●取引の売り手は登録簿システムにログインし、移転します。(移転操作の詳細は操作マニュアルをご参照ください。)
- ●取引の買い手は登録簿システムにログインし、移転の結果を確認します。クレジット取引による移転は、当事者間のみの操作となります。

< J-VERの無効化>

- ●利用者は無効化の申請を行います。 (無効化申請の詳細は<u>申請手</u>続に関する手順書をご参照〈ださい。)
- ●登録簿管理者は申請内容の確認をし、登録簿システム上で当該クレジットを無効化口座へ移転します。
- ●登録簿管理者は無効化の完了通知を利用者にメール送付します。
- ●利用者は登録簿システムにログインし、無効化の完了を確認します。



オフセット・クレジット(J-VER)制度における手数料

1 . J-VER発行にかかる暫定手数料(平成21年度)

申請手数料		
森林経営プロジェクトの場合は、森林施業計画2件まで含めることができるが、3件目以上はバンドリング手数料が生じる。植林プロジェクトの場合は、3市町村域まで含めることができるが、4市町村域以上はバンドリング手数料が生じる。		147,000円 (税抜 140,000円)
バンドリング手数料	森林経営∶森林施業計画追加	63,000円/件 (税抜 60,000円)
	植林∶市町村域追加	42,000円/件 (税抜 40,000円)
登録手数料		105,000円 (税抜 100,000円)
認証発行手数料	固定部分[一回あたり]	21,000円 (税抜 20,000円)
	変動部分[発行量あたり]	84円/tCO2 (税抜 80円/ tCO2)

2 . J-VER登録簿にかかる手数料

口座開設手数料	21,000円 (税抜 20,000円)
残高証明書発行手数料	2,100円 (税抜 2,000円)
移転証明書発行手数料	2,100円 (税抜 2,000円)
無効化証明書発行手数料	10,500円 (税抜 10,000円)

3.振込先

みずほ銀行 神谷町支店

口座種別 : 普通

口座番号 : 1177006

口座名義 :

社団法人海外環境協力センター

気候変動対策認証センター

環境省による事業者支援事業(平成21年度)

平成20年度第2次補正予算(追加経済対策)における「森林起源二酸化炭素排出削減・吸収量認証推進事業」(1億2,000万円)のうち、7,000万円を活用し、オフセット・クレジット(J-VER)制度を活用する事業者に対する支援を実施。

支援体制

カーボン・オフセットフォーラム (J-COF)

制度全般に関する問い合わせ対応

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

森林吸収プロジェクト 木質バイオマス以外の排出削減プロジェクト

三菱総合研究所

木質バイオマスプロジェクト

申請書作成支援

申請書作成指導·事務局審査(バリデーション)への対応(計30事業者程度を選定)「申請書作成の手引き」の作成 など

モニタリング報告書作成・受検支援

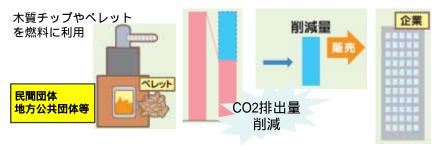
モニタリング報告書作成指導・検証機関の紹介、検証への対応、検証費用一部支払い「モニタリング報告書記入要領」の作成 など

山村再生支援センターを創設しました。

- 山村と企業との協働により、森林資源の新たな活用を図るため、山村再生支援センターが応援します。
- 企業とのマッチングをはじめ、森林資源の活用による4つの取組を支援します。



間伐等の森林整備によるCO2吸収量や木質燃料の利用によるCO2排出削減量のクレジット化、販売を支援します。



【支援内容】

クレジット登録・発行申請等の複雑な事務を一括して支援・実行 クレジットの供給者(地方公共団体、林業事業体等)と需要者(企業)とのマッチング 検証に必要となる手数料の定額助成 など

新技術の導入により、未利用の森林資源を活用したニュー ビジネスの山村地域での展開を支援します。



【支援内容】

新技術と森林資源を活用した木質バイオマスの利用を検討している企業とのマッチング 新技術情報の発信、説明会開催、企業と山村地域とのコーディネート など

山村再生支援センターにお問い合わせ下さい。

山村再生支援センターは、東京農業大学、(社)日本森林技術協会、(株)森のエネルギー研究所、(株)博報堂の4事業者が共同で運営します。

RH 2

燃料等として活用したい企業への木質バイオマスの安定供給 を支援します。



【支援内容】

木質バイオマスの供給者と需要者との安定供給体制づくりのためのコーディネート、 技術指導

災害時に供給が困難になった場合のセーフティネット支援(供給量確保に伴う費用 超過分の1/2を支援) など

取組 4

山村の癒し効果を活用したい企業の皆さんとのマッチングを 支援します。



【支援内容】

山村資源を活用した教育・健康ビジネス化の技術的支援、情報発信 企業のCSR、福利厚生や社員研修等のための森林の利用を希望する企業との マッチング など

問い合わせ先

山村再生支援センター(東京農業大学内)

電話 03-5477-2678 ホームページ http://sanson-navi.jp/

林野庁計画課山村振興企画班 電話 03-3502-0048(直通)